

「住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会報告書（素案）」  
に対する意見募集結果の概要

1 意見募集の結果

「住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会報告書（素案）」について、平成 18(2006)年 12 月 28 日（木）から平成 19(2007)年 1 月 15 日（月）までの間、意見の募集を行ったところ、101 件の御意見をいただきました。

2 今後の予定

検討会では、皆様からお寄せいただいた御意見も踏まえて検討を行い、報告書を取りまとめる予定です。

3 意見の概要

以下のとおり

住民票の写しの交付制度及び転出届等に係る本人確認制度の見直しについて

I 住民票の写しの交付請求について

1 交付請求できる場合等

全般	<p>○現行案に賛成である。個人情報保護の観点から住民票の写し等の交付を制限し、法令化することは全国統一的な対応となり大変意義のあることである。(8市町村 大阪府人権協会 行政書士)</p> <p>○個人情報保護の観点から、さらに厳格な運用を行うために、公開の原則を抜本的に見直し、一定の要件に該当する場合のみとされたい。(20市町村)</p> <p>○個人情報保護の観点から、さらに厳格な運用を行うために、公開の原則を抜本的に見直し、原則非公開にすることを要望する。(14市町村 大阪府人権協会)</p> <p>○市町村窓口での混乱をきたさないよう法改正後には、制度改正について十分に周知徹底をしてほしい。(1市町村)</p> <p>○市町村における創意工夫ある取組を後退させるものではないことを明記すべき。(部落解放同盟大阪府連合会)</p> <p>○住民票の写しの交付制度等における判断基準や各種手続き等については、できる限り全国統一的な対応がなされるよう配慮すべき。(3市町村 2都道府県)</p> <p>○住民票の写しの交付基準については、個人のプライバシー権と公益性による個人の権利のバランスが明確になるような法改正を望む。(1市町村)</p> <p>○申請書等の様式が全国统一となるよう指導してほしい。(1市町村)</p> <p>○住民票の写しの交付制度に類似した公証制度である戸籍謄抄本の交付制度との整合的な運営を図るべきである。(3市町村 日本司法書士会連合会)</p>
----	--

	<p>○今回の制度見直しが「原則非公開」ではなく、「個人情報を保護しながらも、いかにしてその適正な利用によって住民の利便の増進を図るのか。」という社会的要請への対応となるものであることを明確にしてほしい。(1市町村)</p> <p>○住民票の写しの記載内容を極力減らすことも考えなければならないのではないか。(1市町村)</p> <p>○「何人でも交付を請求できる」という規定を見直す必要はなく、住民票から一定の記載事項(具体的には本籍地・筆頭者、旧住所、転出先の住所及び転居の履歴)を削除すべきである。(1個人)</p> <p>○「代理人・使者からの請求」について、住民基本台帳法上、統一した定義づけをしてほしい。(1市町村)</p> <p>○郵送や代理人・使者、第三者による住民票の写しの請求に関し、取得された情報の管理等についても制度化すべきである。(部落解放同盟大阪府連合会)</p> <p>○住民票の写しの交付請求ができる者は、自己又は自己と同一世帯に属する者に限定してほしい。ただし、自己の権利若しくは権限を行使するために必要があること又は国若しくは地方公共団体に提出する必要があることを明らかにした場合は、交付請求できることとしてほしい。(13市町村)</p>
--	---

項目	意見の概要
本人等請求	<p>○親族であれば住民票の写しに記載されている本籍事項等は知り得ている情報なので、親族からの交付請求については本人等請求の範疇に含めてほしい。(1市町村)</p> <p>○請求者が、続柄や本籍といった記載を必要としているかどうかを判断し、適切な住民票の写しを交付するためにも、本人等請求であっても、請求事由を明らかにすることを原則とされた</p>

	<p>い。(3市町村)</p>
<p>公用請求</p>	<p>○職員個人の裁量的な交付請求ではなく、機関としての請求であることを要件とし、加えて請求事由を明らかにする必要があることを明確にすべきである。また、請求事由の明示を免除するのであれば、交付請求をする行政機関においてどのような監査・検査体制を持っているかや、監査・検査等の結果などについて公表するなどの対応策を求めるべきである。</p> <p>(特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス)</p> <p>○国や地方公共団体の事務の必要から住民票の写しの交付を請求する場合は、厳密な基準を設けてほしい。(1市町村)</p> <p>○戸籍法の取扱いと統一してほしい。(1市町村)</p> <p>○職員の身分を証する書類を提示することを義務づけてほしい。(1市町村)</p> <p>○公用請求については、必要最小限の「住民票記載事項証明書」を交付するものとし、使用目的別の記載事項を整理した一覧表を作成してほしい。(1市町村)</p>
<p>第三者請求</p>	<p>○正当な理由を担保するための疎明資料の添付等を必須条件として明記してほしい。(15市町村 1都道府県)</p> <p>○ストーカーの加害者本人による住民票の写しの交付請求については、当然交付が拒否されているのであろうが、加害者が弁護士等を騙している場合や、偽りの会社組織を設立し債権者を偽装して請求した場合などがあることから、住民票の写しが交付されるおそれがある。ストーカーの被害登録者に係る住民票の写し等の第三者請求は、原則禁止するような規定を設けてほしい。(1個人)</p> <p>○特殊法人からの請求については、戸籍法と統一した取扱いにしてほしい。(1市町村)</p> <p>○法人請求の場合の基準を定めてほしい。(1市町村)</p>

	<p>○ネット取引の場合など紙面での契約書が締結されていない場合があるので、疎明資料の添付等については具体的に明記してほしい。(2市町村)</p> <p>○第三者請求への対応においては、債権者のみならず、債務者の権利も考慮すべきである。(日本行政書士会連合会)</p> <p>○「自己の権利を行使し又は義務を履行するために必要がある場合」、「国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合」、「その他の住民票の記載事項を確認するにつき正当な理由がある場合」の、具体的事例や根拠法等を示してほしい。また、現行では交付できるが法改正後は交付できない事例も示してほしい。 (8市町村 部落解放同盟大阪府連合会 社団法人生命保険協会)</p> <p>○厚生年金基金や企業年金、企業年金連絡協議会が厚生年金や確定給付企業年金等、企業年金全般の給付を行うことは、第三者請求に該当することを明確にしてほしい。 (企業年金連合会 企業年金連絡協議会 企業年金連絡協議会厚生年金基金部会 東京都総合厚生年金基金協議会)</p> <p>○第三者請求の「正当な理由」に、公益性の高い学術研究も含まれることを明示してほしい。(日本疫学会 放射線影響協会 地域がん登録全国協議会 大阪府立病院 医師)</p> <p>○生命保険会社が連絡のとれない顧客に通知物を届ける目的で、住所を調査するために当該顧客の住民票の写しの交付を求めることを「正当な理由」の例として記載してほしい。 (社団法人生命保険協会)</p> <p>○第三者請求(8土業による職務上の請求を含む)は、原則非公開とすべきであり、「交付」を「例外」措置と位置づけ、人権侵害が発生しないよう、歯止めをかける制度とすべきである。(部落解放同盟大阪府連合会 大阪府人権協会)</p> <p>○住民票の写しの交付基準については、全国一律にしなければ</p>
--	--

	<p>国民（住民）は納得しない。特に第三者請求の場合は、契約書等の疎明資料の細部まで周知徹底できるような、一定の基準を設ける必要がある。（1市町村）</p> <p>○金融業者等からの住民票の写し等の郵送請求については個人情報保護の観点から好ましくなく、別の方法で資金回収するよう制度化し、現行の方法は廃止してほしい。（2市町村）</p> <p>○必要最小限の交付請求にとどめるため、債権保全など本人からの住民票の写しの取得が容易と考えられる場合は、請求に応じないものとするべきである。（1市町村）</p> <p>○委託を受けて交付請求をする場合については、交付請求者に、委託者の氏名、所在地を明記することとしてほしい。（1市町村）</p> <p>○交付の拒否については、明確に法上に規定が必要。（2市町村）</p> <p>○第三者請求に対しては、「個人」の住民票の写しを交付することを原則とし、同一世帯に属する個々の情報を守る観点から、「世帯全員」のものが必要な場合にはその理由を明らかにすることを明文化してほしい。（1市町村）</p> <p>○第三者請求の場合、公共の福祉の場合に認めるといった閲覧制度との整合性をとってほしい。（1市町村）</p>
<p>第三者請求（弁護士等資格者による請求）</p>	<p>○職務上請求用紙には、依頼者名・使用目的等を明記するよう要望する。（4市町村）</p> <p>○8土業の職務上請求用紙の様式を統一したものにしよう要望する。（3市町村）</p> <p>○弁護士等の職務上請求の場合は、請求事由を明らかにして、疎明資料を提示して請求することが望ましい。（1市町村）</p> <p>○資格者による請求をより明確にするため、職務上請求書の法</p>

的担保を推進されたい。(日本行政書士会連合会)

○職務上請求の取扱いについては、全国統一的な運用を図るべきであり、各市町村により取扱いが異なることのないようにするべきである。また、職務上請求と第三者請求は、法制審議会戸籍法部会では、別に扱われており、住民票の写しの交付制度の場合においても同一に扱うべきではない。

(日本司法書士会連合会)

○紛争解決手続の代理業務のため住民票の写しを請求する場合、依頼人の氏名を省略してもなお、「具体的事由」を記載することが困難であるとする事について、明確に説明し、その趣旨を明らかにすべきである。また、各連合会に対して、苦情処理の方法として情報窓口を設けて調査をすることを求めるなど、自律的な取り組みを求めるべきである。

(特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス)

○個人情報保護の観点から、住民票の写し等の入手ができる者を限定することは望ましいが、「弁護士、行政書士等による職務上の請求」については、大幅にその請求活動が制限されるようなことがあってはならない。特定目的の場合に限り、依頼者の明示等はやむを得ないと思われるが、市民生活を円滑にするような施策を望む。(行政書士)

○職務上請求など第三者請求については、依頼者の氏名・住所・電話番号・使用目的を明記することを義務づけることは、個人情報保護の観点からやむをえない。(1市町村)

○「紛争解決手続の代理業務」が、特許庁における当事者系事件を含むものであることを明確にしてほしい。(日本弁理士会)

○紛争解決手続については、具体的にどのような審査が必要で、何をもち足りると認めるのか具体例を明示し取扱いの統一をしてほしい。(1市町村)

○紛争解決手続の代理業務における取扱いについては、情報開

	示の項目と併せて再度の検討が必要。(1市町村)
--	-------------------------

## 2 本人確認等

項目	意見の概要
全般	<p>○住民票の写しの交付請求に対して、本人確認を行うことを法制化することに賛成である。(17市町村)</p> <p>○「これに類する本人確認書類」を具体的に例示してほしい。(2市町村)</p> <p>○本人・代理人にかかわらず、請求者の本人確認を義務づけてほしい。(1市町村)</p> <p>○住基カード、旅券及び運転免許証その他官公署が発行した免許証、資格証明書等の本人の写真が貼付された本人であることを証する書面の提示と併せて、市町村長が認める事柄の聞き取りを行うことが適当である。(1市町村)</p> <p>○弁護士等の職務上請求の場合(郵送の場合を含む)は、弁護士等であることを証する資格証又は補助者証の提示を職務上請求用紙以外にも義務化してほしい。(36市町村)</p> <p>○弁護士等が職務上請求する場合の本人確認手続きについては、明文化してほしい。(1市町村)</p> <p>○弁護士については身分を証する書類がないので、その制度化を図ってほしい。(1市町村)</p>
郵送	<p>○郵送による請求についても窓口請求と同様に、本人確認書類の提出等を法令で規定してほしい。(1市町村)</p> <p>○住民登録地に居住している者が、あえて郵便請求することは、何らかの作為がある場合もあるので、例え住民票に記載されている住所地に送付する場合であったとしても、本人確認は省略すべきではない。戸籍の附票の場合でも同様である。また、法人として請求する場合は、代表者又は請求に係る者の確認を</p>



	<p>行うべき。(1市町村)</p> <p>○職務上請求で、郵送の場合は、返送先を8土業の事務所に指定してほしい。(2市町村)</p> <p>○郵便による職務上請求において、資格者の事務所宛に郵便にて送付する場合には、資格証等の添付を要さない取扱いとして統一すべきである。(日本司法書士会連合会)</p> <p>○生命保険会社等の本人確認については、全件、登記事項証明書の原本等が必要となった場合、膨大な実務負担ひいては契約者の利益の阻害につながる懸念がある。よって、本人確認書類のコピー等のみで確認が可能となるよう一定書類要件を緩和する規定についても検討を行うべきと考える。また、法人の本人確認については、法人と実際に手続きを行う者双方の本人確認を必要とするのではなく、法人の確認のみで本人確認が可能となるよう検討してほしい。(社団法人生命保険協会)</p>
<p>代理人・使者</p>	<p>○委任状の偽造による不正請求事件が発生している現状を踏まえ、戸籍の表示や続柄等の記載に関わらず、委任者の運転免許証等の写しの添付を義務づけてほしい。 (35市町村 1都道府県)</p> <p>○本人の代理として取得する場合は、原則、委任状を求めることができるようにしてほしい。(1市町村)</p> <p>○交付を拒否できるための明確な規定を示してほしい。 (2市町村)</p> <p>○代理人、使者の区別については、政令等で明確に基準を定めてほしい。(1市町村)</p> <p>○親族や同一住所の別世帯の者からの請求について、必ず委任状を必要とするとか、市町村長の判断で委任状を省略可能なものとして運用してもよいのではないか。(2市町村 1個人)</p> <p>○請求者の代理行為の確認については、市町村長が事実関係を</p>

	<p>調査することにより委任状や戸籍謄本の提示等を省略できる基準を示してほしい。(2市町村)</p> <p>○戸籍の表示や続柄等といった記載事項の違いによって請求者本人の本人確認まで行うか否かの区別は困難である。(2市町村)</p>
--	--

### 3 その他

項目	意見の概要
交付請求書の開示	<p>○多くの自治体の個人情報保護条例の規定では、本人以外の第三者に係る個人情報は、原則として不開示となっているところ。どのような場合に開示するかを明確に法で定めてほしいが、一律に線引きできない現状も理解でき、「現時点においては、住民基本台帳法上に特段の規定を設けないこととするのが適当である」とすることは、やむをえない。(1市町村)</p> <p>○住民票の写しの不正取得の発生防止という観点をもって、交付請求書の開示制度のあり方を検討してほしい。(1都道府県)</p> <p>○「住民票の写しの交付請求書」に係る開示請求については、正当に請求されたものであれば、請求者の個人情報が開示されたとしても問題が生じないと考える。再検討すべき。(2市町村)</p> <p>○開示請求において、住民票取得者情報について、住民票取得者は本人への開示を拒否できないと法に規定してほしい。(1市町村 1個人)</p> <p>○自己情報コントロール権を尊重する意味からも、第三者の情報を含め全面開示が必要。全面開示を統一的に明確に行う必要から、法令等に明記すべきである。(1市町村)</p> <p>○交付請求書の開示については、市町村の個人情報保護条例での対応ではなく、法制化してほしい。(1市町村)</p> <p>○本人等請求以外の、公用請求・第三者請求において、犯罪捜査等や紛争解決手続の代理業務を遂行する場合は、具体的理由</p>

	<p>や依頼者の氏名を明らかにする必要がないとされたならば、請求書を開示することに支障はないと考えられるので、住民基本台帳法上に開示規定を設けてほしい。(2市町村)</p> <p>○制度上の課題は明らかと思われるにもかかわらず、「重要な論点」として問題を先送りするのは極めて不適切であり、交付請求書の本人開示の原則の確立は今回の法改正で行うべきである。(特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス)</p> <p>○「住民票の写しの交付請求書」に係る開示請求については、年間約7千万件から8千万件もの住民票の写しが交付されるという現状を考えると、少なくとも、事務処理要領を見直して市町村に通知するなどして、全国統一的な取扱いがなされるよう配慮すべき。(1都道府県)</p> <p>○情報公開条例による対応では、各市町村ごとに内容に差異がないとはいえないので、一律に対応するためにも法の担保が必要。(1市町村)</p> <p>○交付請求書の開示については、戸籍と同様とすることを要望する。(1市町村)</p> <p>○交付請求書の開示については、交付申請自体も個人情報であることから、市町村長の判断で開示を可能とすることはできない制度とすべきである。(日本司法書士会連合会)</p> <p>○資格者の守秘義務に対して特段の配慮を要望するとともに、各自治体とも統一的な取扱いをされたい。 (日本行政書士会連合会)</p> <p>○不正請求を防止し、個人情報を保護するために、誰が何のために、どの情報を取得したかをハガキで本人に通知する「本人通知制度」を導入することを要望する。 (23市町村 2都道府県 部落解放同盟愛知県連合会 部落解放同盟大阪府連合会 大阪府人権協会)</p>
特別の請求	○本人等請求、公用請求における「特別の請求」を具体的に明

	<p>確にしてほしい。(1市町村)</p> <p>○特別の請求が何かについて、法に規定が必要。(1市町村)</p> <p>○本人等請求、公用請求における「特別の請求」についても、第三者請求と同様に特別請求の理由を明らかにすることを求める。(1市町村)</p> <p>○必要以上の情報開示を避けるため、住所、氏名、生年月日、性別の4情報で十分な場合は、住民票の写しではなく、住民票記載事項証明書を交付すべきである。(2市町村)</p> <p>○基本情報以外の情報を記載する場合での市町村長が判断するものについて、基準を明確にし、自治体間の取扱い上の差異がないようにされたい。(6市町村 日本行政書士会連合会)</p> <p>○基本情報以外の情報(例えば本籍地)を記載した住民票の写しの交付請求の場合や戸籍の附票の写しの交付請求の場合にも、職務上請求用紙の記載事項としては、紛争解決手続の別、紛争の種類及び使用目的を明らかにすれば足りることを明確にすべき。(日本弁護士連合会)</p> <p>○職務上請求の場合における「特別の請求」については、当該記載事項の必要性及び相当性の判断を要せず、交付請求を認めるべきである。(日本司法書士会連合会)</p>
除票	<p>○住民票の除票の写しの交付は、住民基本台帳法に規定がなく、事務処理要領において「住民票に準じて取り扱うことが適当である。」となっているが、それ自体は、行政証明として取り扱われており、法的効力がない状態である。住民票の写しの交付と同様に、全国一律の取扱いができるよう、法の中で規定することが望ましい。(2市町村)</p> <p>○住民票の除票の保存期間については、5年間としているが、不動産登記申請における過去の居住関係を公証する必要があるため、少なくとも20年以上の保存期間とすべきである。(日本司法書士会連合会)</p>

## II 届出の際の本人確認について

### 1 本人確認の方法

項目	意見の概要
全般	<p>○現行案に賛成である。なりすまし犯罪が起きていることから、転入届等の際には、現在、各自治体の規則、要綱等で運用している。全国的に統一するためにも、運転免許証等によって本人確認することを法令で明確に義務づけることを要望する。 (35市町村)</p> <p>○届出の際の本人確認については、全国一律の取扱いとなるよう、判断基準を明確化してほしい。(1市町村)</p> <p>○届出義務者については、実態に合わせて同一世帯員を加えるような法改正をしてほしい。(1市町村)</p> <p>○届出義務者について、旧住所の同一世帯員、別世帯の配偶者、父母、子、兄弟等を加えてはどうか。(1個人)</p> <p>○同居人としての転入届・転居届が行われた場合に、現在の世帯主の同意書を添付することの法的規定が必要と考える。 (1市町村)</p>
代理人・使者の本人確認	<p>○「市町村長が同一世帯員や法定代理人と同様に取り扱ってよいと判断した場合」の具体的な統一した基準の提示をしてほしい。(2市町村)</p> <p>○委任状の書式及び委任の旨を確認する方法として、具体的な例を示してほしい。(1市町村)</p> <p>○委任状が疑わしい場合の方策として、電話確認など当事者との連絡を行えるようにしてほしい。(1市町村)</p> <p>○婚姻関係を有しない別世帯の者からの届出は、委任状が必要。(1市町村)</p>

	<p>○使用者の本人確認を行うべき。(1市町村)</p> <p>○転出届のみならず、代理人・使用者による届出については、委任状の提示とともに委任者本人の確認ができるものの提示を義務づけてほしい。(2市町村)</p> <p>○転出届に対してだけ届出人本人にかかる本人確認書類の提示を求めることは、委任状の有効性を否定することに繋がりがねないので、代理人による転出届の場合においては、届出義務者本人(旧住所地)に届出のあったことの通知を送付する対応が事務的になじむ手法と考える。(1市町村)</p>
--	---

## 2 本人確認書類の提示等が十分でない場合の通知

項目	意見の概要
全般	<p>○本人確認ができない場合は届出を不受理とする厳格な受理規定を設けてほしい。(1市町村)</p> <p>○本人確認については、住民票の写しの交付請求時より厳格に行い、確認が不十分と思われる場合、受理した旨の通知の徹底を行ってほしい。(1市町村)</p> <p>○本籍地の市町村に家族の状況を電話照会し、それに基づき届出者に聴聞するなど戸籍と同様の取扱いができるよう明文化してほしい。(1市町村)</p> <p>○「写真貼付の官公署発行物の提示がなかった場合」に通知をするとなると、通知件数が大幅に増え、事務処理が困難な状況になると考えられる。(2市町村)</p> <p>○本人確認書類としては、一般的には運転免許証や旅券が考えられるが、高齢者においては所有する割合が低いため、健康保険証や年金手帳等の書類も本人確認書類として認めることが望ましい。(2市町村)</p> <p>○郵送や代理人により転出届がされ、転出届を受理した通知をした場合で、その通知が返送された場合、具体的な対処法を提</p>

	示してほしい。(1市町村)
--	---------------

### Ⅲ その他

#### 1 戸籍の附票の写しの交付請求

項目	意見の概要
全般	<p>○現行案に賛成である。戸籍の附票の写しの交付請求の取扱いについては、住民票の写しの交付請求の取扱いに準じたものとしてほしい。(7市町村)</p> <p>○戸籍の附票の写しの交付請求ができる者を、戸籍に記載されている者に限定すべき。(1市町村)</p> <p>○戸籍の附票の写しにおける本人等請求においても請求事由を明らかにして請求するようにされることを求める。 (1市町村)</p>

#### 2 罰則について

項目	意見の概要
全般	<p>○偽りその他不正の手段による住民票の写し等の取得や虚偽の転入届出等は、犯罪行為であることから、違反者には厳しい制裁(刑罰)を科し実効あるものにしてほしい。 (40市町村 3都道府県 部落解放同盟大阪府連合会)</p> <p>○制裁の強化には必ずしも反対するものではないが、刑罰化することには反対である。過料の引き上げによるべきである。 (日本弁護士連合会)</p> <p>○依頼者に対する罰則も設けるべきである。(2市町村)</p> <p>○被害を受けた被交付請求者に対する救済措置についても検討を行うべき。(大阪府人権協会)</p>